



なでしこ保育園のこどもたち



昨年度、共同募金の配分を受けた施設・団体からの感謝のメッセージを紹介します。

# 共同募金

# ありがとうのメッセージ

## 赤い羽根スタート!

10月1日から共同募金が始まりました。今年も皆様のご理解とご支援をお願いします。

昨年度、秦野市内からお寄せいただいた**募金額は、16,083,255円**でした。

今年も目標額(16,500,000円)目指して募金活動を展開しています。ぜひご協力を!

### 弘済学園デイケアセンター (障害者生活介護事業)

- 配分金額/1,520,000円
- 送迎車両1台

利用者さんの豊かな暮らしに向けた取り組みを進めています。ありがとうございました。



### なでしこ第2保育園 (保育所)

- 配分金額/680,000円
- 事務室書庫15台

鍵付きのスチール製書庫を整備することが出来ました。職員一同、募金をお寄せくださった皆様に感謝し、個人情報の管理をさらに徹底します。



### 送迎ボランティア ゆりの会 (ボランティアグループ)

- 配分金額/100,000円
- 事務局経費(コーディネーター経費)

皆様の温かなご支援が地道な運転ボランティア活動を継続していく励みになっております。感謝の気持ちを透析患者の皆さんへの送迎というかたちで伝えたいと思います。



### 丹沢レジデンシャルホーム (障害者支援施設)

- 配分金額/1,350,000円
- 天井走行リフト2台

皆様から寄せられた募金で介助用リフトを購入しました。利用者の安全確実な移乗手段の確保と介護職員の腰痛予防に役立っています。ありがとうございました。



### キャンバス秦野 (障害者自立訓練宿泊型事業)

- 配分金額/2,850,000円
- 利用者教室のエアコン40台と設置工事

寮内の全室にエアコンを設置することができました。ご利用者様より「暑い日も寒い日も快適に過ごせるようになりました。」と喜びの声をいただきました。募金にご協力くださいました方々をはじめ、事務局の皆様にも大変お世話になり、感謝の気持ちでいっぱいです。誠にありがとうございました。



## 福祉まめ知識

## 寄付と控除

寄付金控除とは、個人が公益団体に対して寄付した場合に所得税や住民税のうち、寄付した額について所得控除あるいは税額控除を認める制度です。市社協は税額控除の対象の認可を受けていませんので、ここでは所得控除についてのみご紹介します。

### ◇個人の方が寄付した場合

市社協は法人格を有していますので、所得税において寄付金控除を受けることができます。

<所得税法上の寄付金控除の算定方法>

特定寄付金額(市社協への寄付金額)-2千円  
※ただし、特定寄付金の額より「総所得金額等の合計額の40%相当」の方が少ない場合

### ◇企業等法人が寄付した場合

市社協への寄付は、社会貢献活動です。確定申告によって限度内で法人税法上の損金算入ができます。

<一般損金算入限度額>(法人税法第37条-2)

損金算入限度額={ (資本金×2.5/1,000) + (当該事業年度の所得×2.5/100) } × 1/2

◎市社協への寄付について…寄付金は、社協の事業を行う上で大きな支えとなっています。金額の多寡を問わず、年間を通じて受付しております。ぜひ、ご協力ください。受付は、市社協窓口(月曜～金曜 9:00～17:00)で受け付けています。振込を希望される場合は、必要書類をお送りいたしますので、市社協にご連絡ください。

◎募金箱・献金等について…店舗やイベントなどで、募金箱設置にご協力いただける方や団体を募集いたします。お気軽にご相談ください。



子どもフェスティバルも  
ボランティア育成事業も  
高齢者の見守り活動も

## 皆さんからの会費で 支えられています!

### 500円で作る 「めくもりのある福祉コミュニティ」

市社協は、秦野市にお住まいの皆さんからの「普通会費」500円で、誰もが安心して暮らせる地域づくりとボランティア活動の促進に取り組んでいます。

会費は、お住まいの地域の自治会を通じて集めさせていただいています。今年もご理解とご協力をお願いします。



普通会費は  
1口  
500円!!